


申請前に必ずご確認ください

確認欄	内容
<input type="checkbox"/>	<p>申請前に、「横浜市保育所等利用案内」の内容をよく確認してください。 ※本案内は、あくまでも「横浜市保育所等利用案内」の補助のためのものです。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>申請前に、利用を希望するすべての保育所等をお子さんとご一緒に見学してください。 ※見学の際は、事前に施設への連絡が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>支給認定・利用調整に影響します（利用調整の優先順位が劣後します）ので、必要書類の不足、記入漏れや内容に誤りがないかご確認の上、提出してください。 ※雇用証明書の記入漏れや内容誤りが多く見受けられますので、ご注意ください。 ※平成30年度の申請には「平成29年10月改訂版」の様式をご使用ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請ができません。 育児休業明けの利用可能日は、育児休業の終了する日の属する月の1日以降です。 ※たとえば4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職していないと、その後利用できなくなります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>転園が内定した場合には、その時点で利用している保育所等に他の利用希望者の利用が内定していますので、元の保育所等に戻ることはできません。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>お子さんが保育所等に慣れるまでの一定期間、通常より短い保育時間（慣らし保育）でお預かりします。 短縮（慣らし）保育は、利用開始日以降に行います。ご家族や雇用先等とも調整の上、利用開始月を検討してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>障がいや重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前にこども家庭支援課へ必ず相談してください。お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合は、支給認定申請書の裏面「健康状況等」の部分に記入してください。また、ご見学時に保育所等での対応を必ず確認してください。 ※保育所等への内定後に上記事項を確認した場合は、施設での受入態勢を整えることができず、入所をお待ちいただく場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>利用調整で保留になった方は、利用が内定するまで、自動的に次回以降の利用調整の対象になりますが、「施設・事業利用調整結果（保留）通知書」は、利用開始希望月分のみ郵送します（次回以降も継続して保留となる場合は、発行されません）。 ※ただし、次回以降、新たな利用希望施設を加えた場合は、もう一度結果を郵送します。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>今回の申請は、平成30年度内（平成31年3月利用調整まで）に限り有効です。 ※平成31年4月以降も保育所等の利用を希望する場合には改めて申請が必要となります。</p>

裏面に続きます

確認欄	内容
<input type="checkbox"/>	<p>利用調整は、横浜市が定めた利用調整に関する基準に基づいて行われます。 1 施設のみ希望される方や第1希望の方を優先することはありません。 また、空きのない施設でも在園児の退園等により受入可能数が変動する場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>受入可能な月齢等は保育所等により異なります。ご確認の上、申請してください。 [金沢区の保育所等の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後6か月～5歳クラス：並木保育園、金沢さくら保育園、南六浦保育園、関東学院六浦こども園 ・1歳クラス～5歳クラス：西柴保育園、釜利谷保育園、北六浦いちい保育園 ・1歳クラス～2歳クラス：ちやいれっく並木二丁目保育室、家庭的保育室マリン ・産休明け～2歳クラス：＋Uすくすくキッズ園、フレンド金沢文庫保育園、おひさま保育室 ・産休明け～5歳クラス：その他の施設・事業
<input type="checkbox"/>	<p>市外の保育所等の利用を希望する場合は、保護者様ご自身で、利用希望の保育所等が立地している市区町村の入所申請締切日および必要書類をご確認の上、該当市区町村の申請締切日の10日前までに区役所窓口へ申請してください。 ※横浜市内の保育所等と併願している場合は、締切日が早い方の市区町村の締切日の10日前までに申請してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>利用を希望する保育所等を変更・追加する場合は、利用申請締切日までに、区役所窓口へ申請してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>利用申請中に、家庭の状況や保育を必要とする状況、利用希望の保育所等、認定申請や利用申請の内容に変更があった場合には、お手続きが必要です。速やかにこども家庭支援課に相談してください。変更の申請は、利用申請締切日までに行ってください。 ※たとえば、就労開始後の実績が記入された雇用証明書の提出があった場合や、認可保育所等利用前に認可外保育施設（横浜保育室や認可外保育施設など）を利用開始し、在園証明書の提出があった場合、利用調整のランク等が変更となる場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>複数の保育所等を希望している場合、利用調整の結果、利用が内定した時点で、他の保育所等への利用申請の効力はなくなります。 内定した保育所等以外の利用を引き続き希望する場合は、必要書類を再度ご準備いただき、締切日までに改めて申請していただく必要があります。 また、利用が内定した場合いかなる理由でも保留通知をお渡しすることはできません。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>金沢区内の保育所等の受入予定人数の最新情報は、金沢区役所のホームページでお知らせしています。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="display: flex; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; background-color: #ffffcc;">金沢区 保育所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; background-color: #e6e6fa;">検索 </div> </div> </div> <p>携帯電話等でこちらのQRコードをお読み取りください。金沢区の保育所等に関する情報をご確認いただけます。</p>